

平成 19 年 1 月 25 日  
循環型社会推進課

## グリーン購入における木材合法性証明書についての留意事項

グリーン購入において、木材・木材製品（紙類などでバージンパルプが原料として使用される場合も含む）を購入する際は、これまでのグリーン適合基準であることに加えて、その製品の材料となる原木についての合法性の証明書（合法的な伐採の証明書）が必要となっています。（平成 18 年度グリーン購入実施計画別冊 適合環境物品等の判断基準及び配慮事項 参照）

つきましては、その証明書が必要な製品等を購入する際は、以下の事項に留意して調達するよう願います。

木材・木製品であっても証明書が不要な場合もあります。下に記載がありますのでご参照願います。

### 1. 証明書の取得時期等について

購入者は原則として、購入前に証明書が発行等できるかを確認し、納品時には証明書を取得するものとする。（契約の条件に合法性の証明を求めるものとする。）

**【注意】高知県内産の木材・木材製品に関する証明書は、平成 19 年 4 月から取得できるよう取り組んでいます。**

### 2. 証明書の必要（必須）な物品

当該年度のグリーン購入実施計画別冊にある物品のうち、【判断基準】にこの合法性の必要な記載のある物品について必要となります。（平成 18 年度版は別紙一覧参照）

### 3. 証明方法

木材・木材製品の合法等の証明については、林野庁作成のガイドラインにおいて、以下の3つ（～）の証明方法で証明書が取得できます。

#### 森林認証の認証マークにより証明する方法

以下の**マークが押印**された製品か、納品伝票にこのマークがあるかで確認しましょう。（以下のマークは例で、他にもあります。）



SGEC:  
Sustainable Green  
Ecosystem Council  
〈緑の循環 認証会連〉



FSC:  
Forest Stewardship Council  
〈森林管理協議会〉



PEFC:  
Program for the Endorsement  
of Forest Certification Schemes  
〈PEFC 森林認証プログラム〉

森林認証とは・・・  
森林を第三者機関が認証し、当該森林から産出された木材を区分することにより、消費者が選択的にこれら木材を選別し購入することができるようにする民間主体の制度。

## 業界団体が認定を受けた事業者が証明する方法 事業者独自の取組により証明する方法

、 の場合は、以下で確認します。

証明書、または納品伝票に、「**合法的な伐採である旨の記載**」を確認しましょう。

(納品書の記載例)

(例) 納品書を活用した証明書の例

平成 年 月 日

納品書

高知県庁  
〇〇〇〇課 様

(納品業者)  
代表者: 〇〇〇〇 印  
住所: 〇〇〇〇〇  
電話: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

品名	規格・寸法	単価	金額	備考

上記の木材(製品)は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

業界団体の認定とは・・・

各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別事業者を認定し、認定を受けた事業者が「証明書」を流通の過程で次の段階の業者に渡すことで連鎖的に証明を形成していくものです。

(注)

納品業者が流通業者(問屋)を兼ねている場合は「認定番号」の記載がある場合もあります。

「合法的な伐採である旨の記載事項」を確認しましょう。

なお、【**配慮事項**】に記載のある「原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること」の証明も上記 ~ の証明書をもってそれに替える場合がありますので、契約の相手方にご確認願います。

## 4. 購入方法別の留意事項

### 単価契約による場合(出納課関係)

出納課において、上記の証明書の確認・保存を行う。

### 電子調達(物品管理システム)による場合

物品管理システムにより購入手続きをする場合は、下記の入力時に、**購入物の規格欄**にカッコ書きで「**要: 木材合法性証明書**」と入力、又は仕様書に記載して処理し、各所属で

納品時に証明書の確認・保存を行う。(関係業者にも、この木材合法性証明に関する通知をしています。)

### 各所属で直接購入(個別見積もり等)する場合

各所属において、上記の証明書の確認・保存を行う。

参考：電子調達(物品管理システム)による場合(入力画面の例)

## 5. その他

1. 購入者は、契約業者が証明書(又は納品伝票に証明を記載)を発行できない場合は、契約業者に問い合わせ等を行い、その理由を「グリーン購入チェックリスト」の理由欄に記載し、報告時に提出願います。
2. 木材・木材製品であっても**証明書が不要な場合は以下のとおりです。**  
(「グリーン購入実施計画別冊 適合環境物品等の判断基準及び配慮事項」より)  
原料のバージンパルプが間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたものについては証明は不要である。

平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、証明は不要である。

3 . 公共工事のグリーン購入重点調達品目の中にも、この証明を必要とするもの（例：製材、集製材、合板など）がありますが、それらにつきましても購入（施工）の際には、同様の証明書が必要になります。

4 . グリーン購入に関する情報共有は、当課 H P 等で行いますので参考に願います。

循環型社会推進課のホームページアドレス

<http://www.pref.kochi.jp/~junkan/>

また、木材合法性証明や証明認定事業者等に関する情報等は、林業振興課の H P に掲載していますので、参考に願います。

林業振興課のホームページアドレス

<http://www.pref.kochi.jp/~ringyou/index.html>



イントラトップ画面から当課「グリーン購入」のページに入れます。

【お問合せ先】

文化環境部 循環型社会推進課

担当：西森（内線 9792）

TEL:088-823-9792

FAX:088-823-9283

E-mail:fumiaki\_nishimori@ken4.pref.kochi.jp